

第2期徳島市国土強靱化地域計画の素案について

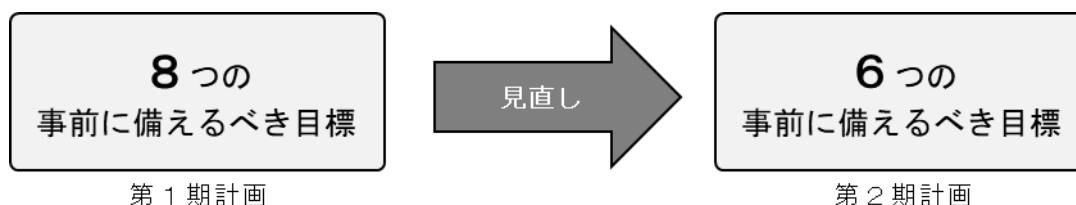
今年度、『第2期徳島市国土強靱化地域計画』（以下「第2期計画」という。）の素案を策定するにあたり、計画の基本的な項目を示す本編第1章から第3章までの素案を提示いたします。

1 第1章「計画策定の趣旨、位置づけ」について

第1章では、第2期計画策定の趣旨について、記述を加えています。また、計画の推進期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とし、最終年度に当たる令和10年度を目標年次に設定する案を記述しております。

2 第2章「基本的な考え方」について

第2章では、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」、「本市の強靱化を推進する上での基本的な方針」を第1期計画と同じ内容で設定しています。第1期計画で設定したこれらの目標等は、国の『国土強靱化基本計画』及び県の『徳島県国土強靱化地域計画』との整合性を図るため、8つの「事前に備えるべき目標」を設定していました。ただし、本年7月に『国土強靱化基本計画』の見直しが行われ、「事前に備えるべき目標」が一部統合・分割される形で、8つから6つに変更されました。これに準拠するため、本市でも第2期計画の「事前に備えるべき目標」を、8つから6つへの変更を行いました。



3 第3章「強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）」について

第3章では、本市の特性に関する事項として、気象、人口、災害の歴史に関する各図表等の資料を更新しています。また、「起きてはならない最悪の事態」については、「事前に備えるべき目標」と同様に、『国土強靱化基本計画』との整合性を図るため、同計画で見直しが行われた「起きてはならない最悪の事態」の内容と、本市の特性を踏まえ、31の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

なお、第1期計画の第3章に掲載していた各種災害による被害想定を図表等については、別紙2「その他資料編」の内容と重複していたため、第2期計画では、本編からは省略する構成に変更しています。

